

住宅の

屋根瓦耐風改修を支援します

倉吉市では、国・県と協調し、屋根の耐風性能が十分でない住宅の屋根瓦が、強風時に周囲の建築物に被害を及ぼすことを未然に防止するために、屋根瓦の改修を行う所有者に対して費用の一部を助成します。

1 補助対象となる建物

1) 令和3年12月31日以前に建築された市内にある住宅で、屋根が瓦（粘土瓦、セメント瓦）ぶきのもの

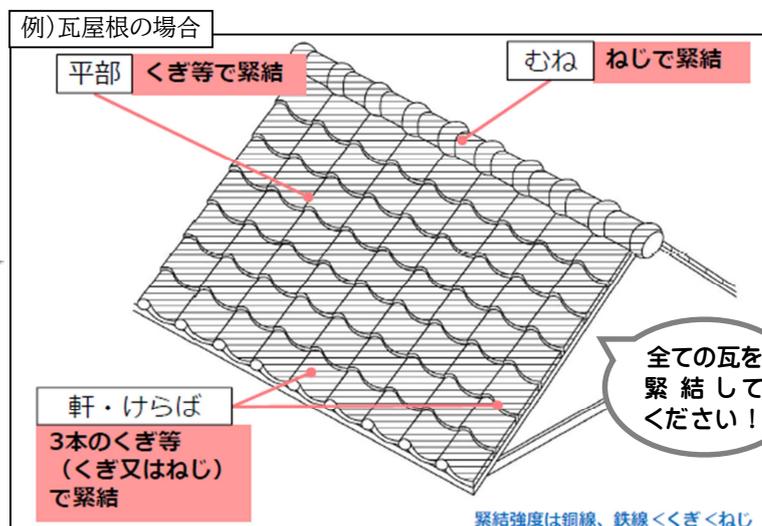
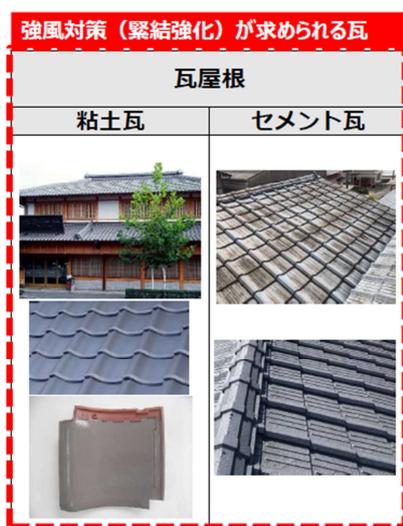
（建築基準法第9条【違反建築物に対する措置】に基づく除却、使用禁止等の措置を命じられていないもの）

2) 令和4年1月1日以降に屋根瓦の改修を行っていないこと。

3) 点検表（裏面に掲載）により瓦屋根診断技士等の有資格者が基準を満たしていないと判断したもの

4) 基準に適合しない瓦屋根の全部を一定の耐風性のある屋根（金属ぶき等を含む）にぶき替える工事

*その他、対象となる建物の要件等については窓口にご確認ください。



2 補助金の額

補助対象事業費 × 補助率 = 補助金の額

事業	補助対象事業費(上限額)	補助率	1戸当たりの補助金の上限額
屋根瓦耐風改修	次のいずれか低い額 ① 屋根瓦の改修に要する費用 ② 24,000円/㎡×屋根面積(㎡) ③ 240万円/棟当たり(上限額)	23%	55万2千円

<補助額算出の例>

● 屋根面積 110.00 ㎡の住宅で、屋根瓦耐風改修工事費の見積額が 220 万円の場合

① 屋根瓦耐風改修工事費の見積額 2,200,000円

② 基準額：24,000円/㎡×屋根面積 110.00㎡=2,640,000円

③ 補助対象事業費の上限額 2,400,000円

①、②、③のいずれか低い額 ⇒ 2,200,000円

2,200,000円×23%=506,000円



この場合は、506,000円が補助金額です。

屋根瓦点検表

(補助金交付申請時に添付)

申請者

住宅所在地

倉吉市

屋根面積 m²

倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱 別表第4(第7条関係)

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 平部	平部の全ての瓦がくぎ又はねじで緊結してある	はい	いいえ
2 軒	軒部分の全ての瓦が3本のくぎ又はねじで緊結してある	はい	いいえ
3 けらば	けらば部分の全ての瓦が3本のくぎ又はねじで緊結してある	はい	いいえ
4 棟	棟部の全ての瓦がねじで緊結してある	はい	いいえ
評価	4項目のうち1つでも不適合があれば、屋根瓦の安全対策が必要です		

上記のとおり本建築物は告示※基準を満たしていないことを報告します。

令和 年 月 日

報告者

資格 瓦屋根診断技士(登録番号)

瓦屋根工事技士(交付番号)

1級又は2級かわらぶき技能士(技能士番号)

住所

氏名

※令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号をいう。

Q. 2階の屋根のみ改修する場合、補助の対象となりますか？

A. 1階と2階の瓦屋根がいずれも瓦の留付け基準に適合しない場合は、その両方を改修しなければ補助の対象となりません。



基準に適合しない瓦屋根をすべて改修する場合のみ補助対象となります。

よくある
ご質問



Q. 補助対象となる費用はどのようなものですか？

A. 屋根瓦を施工するための外部足場、瓦の除却費、下地改修、除却部分の屋根材の施工、諸経費等が補助対象です。直接関係しない軒樋等の改修は補助対象外です。

Q. 屋根瓦点検表(別表第4)の点検表は誰が確認しますか？

A. 1級または2級かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士または瓦屋根診断技士が行います。補助金申請前に申請者が依頼した有資格者が点検表に記名のうえ、申請書に添付してください。

【ご注意】補助金の申請は、必ず工事業者との契約や工事に着手する前に行ってください。

お問合せ先: 倉吉市役所 建築住宅課(本庁舎)
電話: 0858-22-8175(直通)

